

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS

VOL. 7
2023.10.10



公式HP



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

311子ども甲状腺がん裁判の第7回口頭弁論が、9月13日、東京地裁で開かれました。今回から裁判長が交代。それにもなあって、鈴木弁護士が、小児甲状腺がんと原発事故との因果関係についてこれまでの弁論内容を説明し、その内容は集会でも動画で報告されました。地裁前にも多くの応援の方がかけつけてくださり、報告集会も立ち見が出るほどの熱気でいっぱいでした！



地裁前に駆けつけてくれた、森松明希子さん、アイリーン・スミスさん、高橋博子さん、武藤類子さん

photo / Jun Nakasuji

応援カレンダーが発売となりました!

3.11福島原発事故による影響から子どもたちを守ろう。そんな想いによって活動を開始した「応援カレンダープロジェクト」から、当団体に対し、助成金をいただけることが決まりました。絵本作家さんの素敵な作品が毎月、楽しめます。カレンダーを通して私たちの活動を応援していただけたら嬉しいです。

ご購入はコチラ→



目次

- P2-3…【弁論更新】小児甲状腺がんと原発事故との因果関係 鈴木裕也
ここが知りたい! 「発生率(罹患率)」と「有病割合(有病率)」
- P4……第7回口頭弁論期日のご報告 井戸謙一/新・副団長挨拶 杉浦ひとみ 斎藤悠貴
- P5……裁判長が変わりました! /第7回口頭弁論傍聴記
- P6-7…「裁判を通して病気を受け入れた私 原告2」/2023夏の合宿報告
- P8……フジロックNGOヴィレッジ報告/収支報告/今後の日程ほか



【弁論更新】

小児甲状腺がんと原発事故との因果関係



弁護士 鈴木裕也

東京電力福島第一原子力発電所事故と原告7人の小児甲状腺がん発症との間の因果関係を認めさせるためには、原発事故後に「小児甲状腺がんが多発したこと」を、まず裁判所に認めさせなければなりません。裁判長の交代にあたり提出した「第15準備書面」では、このことを認めさせるために、裁判所が採用している事実認定の方法に即してこれまでの主張を整理しました。

1 事実認定の方法

事実認定は、

- ①どのような仮説があり得るのか
- ②その仮説は動かしがたい事実を全て矛盾なく説明できるか
- ③全ての動かしがたい事実を説明し得る反対仮説は成立しないか
- ④経験則に反するものでないか

これらを検証する作業を通じてなされます。

2 動かしがたい事実

動かしがたい事実とは、「客観的な事実」や「当事者間で争いのない事実」を指します。この裁判では、原発事故後に福島県内で始まった「県民健康調査の甲状腺検査の結果」がこれに当たります。この検査における甲状腺がん有病率は、国内の地域がん登録で把握されているがんの罹患統計などから推計される有病率（有病割合）に比べて、数十倍高いとされています。

3 原告の仮説（前述1①②）

なぜ有病割合が数十倍も上昇したのか。これを説明できる仮説として原告らは、「本件事故後に小児甲状腺がんが多発したからだ」と主張してきました（事故後多発説）。本件事故という有病割合が数十倍上昇していてもおかしくない原因事象があって、実際に有病割合が数十倍上昇していたのですから、この仮説は最も素直な仮説です。

原告らの仮説＝事故後多発説

事故後多発説の根拠＝本件事故後に観察されたから

- ①本件事故で放射性ヨウ素が放出されたことは、争いがない。
- ②放射性ヨウ素曝露は、甲状腺がんの明らかな危険因子(甲全11)。
- ③チェルノブイリ原発事故による放射性ヨウ素放出・曝露で小児甲状腺がんが多発したことは、国際的な常識。

有病割合の数十倍上昇を説明できる原因事象があって、実際に事故後に有病割合が上昇している

4 被告の反対仮説（前述1③）

これに対して被告は、事故後多発説の反対仮説として「原発事故以前にスクリーニング検査が実施されていなかったからであって、実施されていたなら、本件事故前後で有病割合に有意な差異はなかったはずだ。だから原発事故後に多発は生じていない」と主張してきています（スクリーニング効果説）。つまり被告は、「本件事故以前の潜在的な有病割合＝本件甲状腺検査の有病割合」という仮説を立てているわけです。

また被告は、甲状腺がんの数が数十倍多くなっていることを、この反対仮説で説明するために、「事故以前から潜在がんが多数存在したはずだ」「甲状腺検査の『悪性疑い』症例の大半は潜在がんであるはずだ」という2つの仮定も置いています。

5 被告の反対仮説の検証（前述1③）

(1) そこで、このような被告の反対仮説をもって、甲状腺がんが数十倍多く見つかっていることを矛盾なく説明できるかどうかを検証しました。

(2) まず、「本件事故以前の潜在的な有病割合＝甲状腺検査における有病割合」という仮説に関し、原告側は、柴田義貞長崎大学教授らの研究グループがチェルノブイリ原発事故に関して実施した論文を示し、被告の仮定は机上の空論に過ぎないことを明らかにしました。同論文は、「放射性ヨウ素に曝露した集団と曝露していない集団とでは、小児甲状腺がん有病割合に有意な差異が生じること」、さらに「スクリーニング検査を大規模に展開しても、放射性ヨウ素に曝露していないのであれば、有病割合が数十倍も上昇しないこと」を示しています。

(3) 次に、「事故以前から潜在がんが多数存在した」という仮定については、事故以前に小児甲状腺がんのラテントがん*が多発はおろか、報告自体がなかった旨の「中間とりまとめ」の記述を示し、被告の仮定が机上の空論であることを明らかにしました。

(4) さらに、「本件甲状腺検査の『悪性疑い』症例の大半は潜在がんであるはずだ」との仮定については、原告らは、甲状腺検査1巡目・2巡目で「悪性疑い」とされた症例187例のうち福島県立医大で手術が実施された125例から77.6%でリンパ節転移（即ち、潜在がんでは説明できない病理所見）が確認されたことをもって、被告の仮定が客観的事実と矛盾していることを明らかにしました。

同時に私たちは、甲状腺検査の仕組みに照らしても、被告の仮定が机上の空論に過ぎないことも指摘しました。福島県の甲状腺検査においては、1次検査だけでなく、2次検査の精

密検査、さらにはその後に穿刺吸引細胞診で絞り込みがなされます。この裁判では、このような検査を重ねて、「悪性」ないし「悪性疑い」との診断がなされた症例数の大半が、果たして潜在がんなのか。そこが問われているのです。

したがって被告は、甲状腺検査の「悪性」ないし「悪性疑い」の症例数の大半が潜在がんであると主張するのであれば、本件甲状腺検査による絞り込みで潜在がんが排除できない具体的な理由を明らかにすべきであって、それをしないままに潜在がんの多検出の可能性を指摘しても、そのような可能性は机上の空論にすぎません。

(5) 以上の検証の結果、被告が主張する反対仮説（スクリーニング効果説）は、甲状腺検査によって甲状腺がんが数十倍、多く見つまっていることのほとんどを説明できないことが明らかになりました。

そして、原告の仮説（事故後多発説）に反証するために被告が主張している反対仮説は、スクリーニング効果説のみです。とすると、数十倍多く見つまっている甲状腺がんのほとんどを、スクリーニング効果によって説明できなければ、事故後多発説を前提としない限り、有病割合が数十倍上昇していることを説明できないということになります。つまり、上記の検証結果を踏まえれば、事故後多発説が経験則に反するという特段の事情がない限りは、本件事故後に小児甲状腺がんが多発したと考えるのが合理的です。

〔注〕 *生前には兆候が認められず死亡後の解剖で初めてみつかるがんのこと

6 経験則違反の検討（前述1④）

そこで、最後に、事故後多発説の経験則違反の有無が問題になります。被告は、事故後多発説は2つの経験則に違反していると主張しています。一つは「本件事故によって小児甲状腺がんが多発したのであれば、チェルノブイリ原発事故で観察された特徴と一致するはずだ。」という経験則で、もう一つは「100mSv以下の被ばくでは健康影響が観察されていないのだから、100mSv以下の被ばくしかない本件事故では多発は生じないはずだ」という経験則です。

しかし、前者については、そもそも小児甲状腺がん発症と事故との因果関係が肯定された事例はチェルノブイリ原発事故しかないわけですから、上記の経験則が成り立つと言えるほどの事例の蓄積がありません。後者についても、最新の疫学研究で100mSv以下の被ばくでも健康影響は観察されますし、そもそも100mSv以下の被ばくでも健康影響を否定できないからこそ放射線防護でLNTモデル（しきい値無し直線仮説）が採用されているわけです。

以上からすれば、被告が主張する上記経験則はいずれも成り立たないのであって、本件事故後多発説が経験則に反する（あり得ない）ということではできません。

7 結論

このように裁判所が採用する事実認定の方法を踏まえれば、「本件事故後に小児甲状腺がんが多発したこと」がもっとも合理的な結論といえるでしょう。このような論証を大展開したのが、第15準備書面となります。

ここが知りたい!

「発生率(罹患率)」と「有病割合(有病率)」 (OurPlanet-TV 白石草)

甲状腺がん裁判の弁護団では、医学的な因果関係の立証を行っています。その際、混同しがちなのが、罹患率(incidence)と有病率(prevalence)です。ともに病気のかかりやすさを表す概念ですが、その内容は全く異なります。「有病率」は、ある一時点において、病気にかかっている人の割合を指します。福島県の県民健康調査では、18歳以下の子ども38万人を対象にスクリーニング検査を行って、病気の有無を確認していますので、そこから病気が見つかった割合は、「有病率」となります。現在は「有病割合」と呼ぶ方が一般的です。

$$\text{有病率 (prevalence)} = \frac{\text{ある時点で見つかった疾病の有病者数 (number of case)}}{\text{調査対象全員の数 (population)}}$$

一方、「罹患率」は、ある期間にある集団の中で、どれだけの人か病にかかったか、新たに診断された病気の数、

その集団の人口で割った値です。通常は1年単位で算出され、「人口10万人のうち年間に何例罹患したか」といった形で表現されます。「小児甲状腺がんは通常100万人に年間1~2人程度の希少な病気」といった場合の「100万人に1人~2人」は「罹患率」です。現在では「発生率」と言う言葉の方が定着しています。

$$\text{罹患率 (incidence)} = \frac{\text{新たに見つかった患者 (new case)}}{\text{全人口 (total population)}}$$

罹患率と有病率との間には、有病率=罹患率×平均有病期間という関係が成り立ちます。詳しくは第3回口頭弁論期日に提出した津田敏秀岡山大学教授の意見書をお読みください。



「潜在がん説」を主張する被告東電は反論できず 第7回口頭弁論期日のご報告



弁護団長 井戸謙一

今回の期日から裁判長が交代しました（坂本三郎氏から島崎邦彦氏）。この裁判では3人目の裁判長になります。島崎裁判長には、事件に真摯に向き合っ
て公平かつ充実した審理をしていただくことを望みます。

今回、原告側は、第12～第15の4本の準備書面を、被告は準備書面(4)をそれぞれ陳述しました。原告側の第12～第14準備書面は、被告の準備書面(3)への反論、被告の準備書面(4)は、原告側の第9、第10準備書面への反論です。具体的には、福島で確認されている300人を超える小児甲状腺がんが潜在がん（放置しても臨床症状をきたさないがん）か否か、100mSv以下の被ばくではがんは発生しないのかなどについて議論が闘わされています。

論点は多岐にわたりますが、その中で、一つ指摘したい点があります。原告側は、「潜在がん説」を

否定する根拠として、福島の子どもの甲状腺の摘出手術の結果、リンパ節転移をきたしている症例が80%近くにのぼり、40～50%に被膜外浸潤が認められている事実を主張していますが、被告側はこの主張に対する反論ができていないのです。

第15準備書面でも強調した点ですが、「潜在がん説」に根拠がないことは、こうした点からも明らかです。

さて原告側は、裁判長の交代に当たって原告の意見陳述の機会を設けることを求めました。今回の期日では実現しませんでした。次回には実施されることになりました。また次回には、被告から黒川意見書に基づく原告側の主張に対する反論が提出される予定です。議論は佳境に入っています。引き続き、ご支援いただきますよう、お願いいたします。

新・副団長挨拶

第7回期日より、弁護団も新体制に。

井戸謙一弁護団長を支える新・副団長お二人からのメッセージです。

原告の苦しみを知ってほしい。
一緒に怒ってほしい

弁護士 杉浦ひとみ



若い原告の方々と度々顔を合わせ、親しくなるに従って、この子たちを苦しめ続ける大人は許せない、と強く感じています。裁判所もまた、加害者と一緒になって彼らを苦しめるのであれば、許せません。どうしたらこの問題を自分のこととして一緒に怒ってもらえるか、裁判所への伝え方を弁護士として工夫し努力しようと思います。原告を近くに感じてもらうことが必要です。そして、原告のみなさんがこの裁判を糧にして下さるように。



この裁判をより多くの人に
知ってもらいたい

弁護士 斎藤悠貴



原発事故の後、福島県内の小児甲状腺がんが原発事故前と比較して多数見つかっています。自分が小児甲状腺がんになったのは被ばくによるものではないかと考えることはとても自然なことで、それを裏付ける主張や証拠も裁判で提出しています。それにもかかわらず、小児甲状腺がんになった若者たちにとって、原発事故直後の被ばくが主な原因ではないかと声をあげるのが難しい状況があります。代理人である弁護士として、この裁判の情報を適切に発信するとともに、若い原告たちに寄り添ってサポートしていきたいと思っています。

裁判長が変わりました!

今回から、裁判長が坂本三郎判事から島崎邦彦判事に交代しました。3人目の裁判官です。このように裁判官が交代する際には、民訴法に基づき、当事者がこれまでの弁論結果を新しい裁判官に陳述することになっています。これを弁論更新といいます。裁判長が「従前どおりの内容でよろしいですね」と双方当事者に尋ねるだけで、弁論更新することが一般的ですが、甲状腺がん裁判のような複雑な裁判では、過去の弁論内容を改めてプレゼンすることもあります。ただ今回は、裁判所が原告が求めた弁論更新のためのプレゼンを認

めなかったため、弁護団は弁論更新の内容を準備書面にして、それを陳述するという手法をとりました。次回12月6日の第8回期日では、被告側の弁論更新、原告側の弁論更新の追加がなされる予定です。



島崎邦彦裁判長 (53歳)

1970年3月6日生まれ。

東京大学出身。1996年に大阪地裁判事補を皮切りに、釧路、東京、名古屋、京都と全国の裁判所を渡り歩く。最高裁、自治省、法務省の行政職、司法修習所教官などの経験もある。地震学者で、初代原子力規制委員だった島崎邦彦氏とは同姓同名の別人。

第7回口頭弁論傍聴記

原告・弁護団・支援者が一丸となつて支える裁判

阿部ゆりか(311サポートネット)



この度、311子ども甲状腺がん裁判の第7回口頭弁論の傍聴をさせていただきました。

本期日の主な内容は、鈴木弁護士から小児甲状腺がん発症と福島原子力発電所事故との因果関係についてでした。裁判長の交代にあたり、事故後多発説とスクリーニング効果について非常にわかりやすく、論理的に主張されていました。

この裁判においては、今回が初めての傍聴でした。弁護団の皆さんが綿密に準備を進めてこられて、原告の皆さんと一丸となつて毎回の期日を迎えていることが法廷の空気感から強く伝わりました。

私と同世代の原告の皆さんが声を上げてくださったこと。原告に寄り添い、ともに闘う心強い味方の弁護団の存在。そして、多くの支援者が東京地裁の前に集まり、傍聴席が常に満席で口頭弁論を迎えられること。何一つかけてもこの裁判は成り立たないものであることを改めて実感しました。

今後も、自分に出来ることを全力でおこない、応援させていただきたいと思います。

青山学院大学法学部2年

チョウ ズイショウ



口頭弁論期日開始前の集会から多くの方が集まったのを見て、支援者の方たちの熱意を感じました。原告団に向ける誹謗中傷が多発している状況を聞いてとても心が痛みますが、一団になって裁判のことをがんばって取り組んでいる皆様方の姿をみて、これほど大きな力があればきっと乗り越えられると信じます。法廷で鈴木弁護士のプレゼンテーションを聞いて、東電がこれほど説得力のない説を出しても責任を取りたくないという姿勢に唾然としました。取り返しのつかないことをした以上、早く責任を認めて誠実に賠償してほしいです。

愛知県立大学日本文化学部3年

榊原英明



凄まじい熱量だった。裁判所前で行われた決起集会のようなものに参加した時からその日はそればかり考えていた。そこにはいつも熱量と同時に優しさが同居していた。さらにそこでは誰かとすれ違う度に「来てくれてありがとう」「若い人が来てくれて嬉しい」と言う言葉をその人たちが僕にかけてくれた。そのおかげで僕はここに居て良いのだ。誰かの力になれているのかもしれないと思えた。今度は僕が声をかける番、声を上げる番だ。

裁判を通して病気を受け入れた私

原告 2



一人目の原告として法廷に立って

最初の進行協議で、第1回口頭弁論期日の日程やスケジュールが決まった時、原告の意見陳述はたった一人しか認められていませんでした。「意見陳述は一人しかできないかもしれない」。そんな中で、誰が最初に意見陳述をするのがいいのか……。

原告のみんなは、それぞれ辛い体験をしてきています。甲状腺がんになったという事実は誰一人、変わりません。症状が重いか軽いで、違いはないと思っています。誰かは必ずやらなければならない意見陳述。私は、原告の中では病状が重い方になるらしく、私が最初に意見陳述した方がいいかなと心の中で思っていました。そして、やはり、最初に意見陳述をすることが決まりました。

意見陳述を作成するのは思った以上に大変でした。当時、日記はつけておらず、しかも、私は作文も書くのが苦手です。記憶の中の出来事を整理しながら、毎日少しずつ携帯に書き留めていました。

正直、昔の記憶を思い出すのはとてもつらく、書けない日の方が多かったです。私が経験したことを一人でも多くの人に聞いてもらいたい。そんな思いで、約二ヶ月間、担当弁護士さんたちと世話人の方にサポートしてもらいながら、書き上げることができました。意見陳述という形で文章に残すことによって、誰にでも読んでもらえるし、自分の記憶や言いたいことを整理することができました。

裁判の主役は原告なんだ

最初は、衝立なしで意見陳述に臨む予定でしたが、最後は不安に勝てず、当日は衝立ありで意見陳述をしました。今振り返ると衝立があったからこそ、落ち着いて、自分のペースで意見陳述することができたと思っています。

私は、自分の意見陳述と証人尋問があるまでは、裁判には行かなくてもいいのかなと思っていました。ですが、寄せられる応援メッセージや、支援者の方ともお話しする機会もあり、本当にたくさんの方に応援され

ているんだなと実感しました。

「勇気を出して立ち上がってくれてありがとう」と、支援者の方に直接言っていただいた時に、この裁判についての意識が変わったように思います。

「この裁判の主役は私たち原告なんだ」と強く感じました。原告として、これからも自分がその場にいて、自分の目で見て、その瞬間をできるだけ見届けていきたいです。

同じ病気の子とはじめて会った日

裁判が始まる前のことです。その時はまだ、裁判の話は出ていませんでしたが、同じ甲状腺がんの子と交流する機会があり、参加しないかと誘われていました。けれども、私は同じ病気の子と接することを避けていました。それは、同じ甲状腺がんの子と会うことが怖かったからです。理由は、同じ境遇の子に会うという実感がまず湧かなかったこと。そして、自分が甲状腺がんになり、現実から目を背けている時期でもあったからです。

それに、自分より病気が進行している子だったらどうしよう。頭の中がそんな考えで埋め尽くされて、どんな話をしたらいいかなとか、どう言葉をかけていいかは会う直前まで見つかりませんでした。

それでも会ってみようと思ったのは、自分の中で、このままじゃいけない気がする。自分が、変わらなきゃ何も始まらないと思い、その日だけは、少しだけ前を向いてみることに決めました。

そして、会う当日がやってきました。その日は、二人の女の子と会いました。のちに裁判と一緒に原告になるちひろちゃんとみつきちちゃんです。私と同じ、普通の同世代の女の子でした。私の不安は会って、すぐなくなりました。その日はほんの少しだけ、二人と話すことができました。

同じ悩みや辛さを分かち合える人ができた

今は、友達みたいになんでも話せるようになりましたが、この関係になるまでにはかなり遠回りをしてき

ています。初めて会った後も、二人とは何回か会う機会がありましたが、長い間、打ち解けられずにいました。

二人との共通点は甲状腺がんになったことだけ。病気や治療の話をする事自体、辛いだろうし、今後、また会う機会があっても、あまり仲良くなっただけとはいえないんじゃないか、同じ病気でも気持ちを分かち合えないのではないかと感じていて、どこか壁を作っていました。

甲状腺がんに限らず、病気の辛さはそれぞれ違い、その病気になった本人しか分からないと思います。でも、少しずつではありますが、話してみると甲状腺がんになった子しか分からない辛さや経験があったり、同じ術後の悩みがあったりと、共通点がたくさんあり、次第に心を開いて話し合えるようになってきました。はじめて、同じ辛さを分かってくれる人ができた。これは、私の中でとても大きな出来事だったし、自分だけが辛かったんじゃないんだと、少しだけ救われたような気がします。

自分は一人じゃないと思えるから。これからも闘える

私たち原告は、同じ時間を共有することによって、さらに仲間意識が生まれてきていると思っています。

なんで甲状腺がんになったんだろう。「もし、がんじゃなかったら」ってことは、もう数え切れないくらい悩んで、考えました。甲状腺がんになったことは、受け入れなくてはいけない現実のはずなのに、私はこれまで、どこか受け入れきれなかった部分もありました。でも今は、自分の運命から逃げないで、これからも、自分のために、他の甲状腺がんの子のために最後まで闘いたいです。

私たち原告が、闘い続けることで、少しでも状況が変化すれば、他の甲状腺がんの子の力になれるかなと思います。そのために、まずは私たちのことを知ってもらいたいです。知ってもらえる事が、大きな力に繋がるとも思います。原告全員の意見陳述とYouTubeで聞ける私たちの声を聞いてほしいです。原告にどんな子がいて、それぞれ、どんな体験してきたのかを分かってくれれば嬉しいです。

私一人だけじゃ裁判はできなかったと思うし、応援してくれるみなさんのおかげで、ここまで来ることができました。同じ病気を経験している、原告のみんなとの出会いも私の中でとても大きいです。今は、一人じゃないんだなって思います。これからも、この裁判のこと、私たちのことを、応援していただけたら嬉しいです。

2023夏の合宿報告



原告が主体的に裁判を闘っていくために学び、交流した3日間

8月17日から19日までの2泊3日。富士山の麓で原告と弁護団の合宿を行いました。今回の合宿の目的は、原告が主体的に裁判に関与できるよう、訴訟内容を学ぶこと。訴訟手続きに関する講義（河潤美弁護士）、薬害裁判の歴史（田辺保雄弁護士）、甲状腺がんと被ばくとの因果関係論（井戸謙一弁護士）など難しい講義が続きましたが、原告たちは皆熱心に学んでいました。

また期間中は、心身の健康を促進するための保養プログラムも。肩こりや冷えなどに悩む原告も多いため、マッサージを受けてリラックスする時間も持ちました。

最終日にはバーベキューや花火も行い、原告・弁護団の交流を深めることができました。



2日目の早朝に見えた富士山

フジロックNGOブース出展 多くの来場者と対話できた

7月のフジロックフェスティバルで、NGOヴィレッジに311甲状腺がん子ども支援ネットワークとしてブースを出展しました。ブース内には裁判の報告や原告の意見陳述、ニュースレターなどを展示。3日間で約200人の来場がありました。福島からの避難者の方、原発作業員として働いていて自分もがんになったという方もいました。健康被害の痛ましさを知ってショックだけど原発は必要ではないか？と問いかけてきた方もいて、自分なりに原発の問題やデメリットを伝えることができ、とても勉強になりました。今後もいろんな人と話して伝えたいです。(笠谷航平)



ご寄付の使いみちご報告 (2022年4月1日から2023年3月末)

311甲状腺がん子ども支援ネットワークの2022年度の収支をご報告します。この1年間で、3,000万円を上回るご寄付をお寄せいただきました。心から感謝します。

これらのご寄付は、弁護団合宿や、翻訳や専門家意見書などの訴訟活動と、チラシやニュースレター作成などの組織活動に充てさせていただいております。勝訴に向け、充実した弁論を継続するために、引き続きのご支援をお願いいたします。

当期収支	18,401,708円
収入の部	33,606,906円
支出の部	14,668,198円
前期繰越 (預り金)	4,671,034円 123,340円
次期繰越	23,096,082円

収入の部	合計33,806,906円
ご寄付・会費収入	33,805,808円
(クラウドファンディング)	14,326,686円
受け取り利息	1,098円

支出の部	合計14,668,198円
訴訟活動	計11,378,797円
弁護団活動費	4,000,000円
会議費	1,855,201円
調査費・専門家謝金・翻訳費	1,785,333円
旅費交通費	3,170,072円
集会会場・設備費用	280,040円
印紙代	284,500円
組織活動	計3,283,311円
外注費・報酬	1,191,588円
印刷費	490,335円
郵送費・通信費等	438,989円
旅費・交通費	870,442円
その他(租税・手数料)	291,957円

今後の日程

第8回口頭弁論 2023年12月6日(水) 14:00～東京地裁 103号法廷

原告の意見陳述が行われます。ぜひ傍聴に来てください！ 報告集会は日比谷コンベンションホールで行います。

第9回口頭弁論 2024年3月6日(水) 14:00～東京地裁 / 第10回口頭弁論 2024年6月12日(水) 14:00～東京地裁

裁判を支えてください

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

裁判期日に参加する

裁判の盛り上がり、判決を左右します。口頭弁論期日に東京地裁にお集まりください。法廷で傍聴できる人数には制約がありますが、報告集会等を行います。裁判の経過を共有し、まわりに広げてください。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判

住所が変わりました!

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2023年10月10日
〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211 光前法律事務所内
【TEL】03-5412-0828(平日:午前10時～午後5時) 【FAX】03-5412-0829
【E-mail】info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

●郵便振替

記号:00170-7 番号:393240
口座名:311甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240
口座名:311甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

●城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663
口座名:311甲状腺がん子ども支援ネットワーク
サンイチイチコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

『銀行からお振込みの際は、HP「ご寄付お申し込みフォーム」よりお知らせください。』

●READYFOR継続寄付(月額支援)
クレジットカード決済となります。詳しくはこちら→



このニュースレターは原告が企画・デザインしています